

消防法

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出）

第9条の3 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

危険物の規制に関する政令

（届出を要する物質の指定）

第1条の10 法第9条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- (1) 圧縮アセチレンガス 40キログラム
- (2) 無水硫酸 200キログラム
- (3) 液化石油ガス 300キログラム
- (4) 生石灰（酸化カルシウム80パーセント以上を含有するものをいう。）500キログラム
- (5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物のうち別表第1の上（左）欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下（右）欄に定める数量
- (6) 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2の上（左）欄に掲げる物質 当該物質に応じそれぞれ同表の下（右）欄に定める数量

2 法第9条の3第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第176条第1項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第1項又は脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。第11条第1項第4号及び第13条第1項第6号において「水素等供給等促進法」という。）第24条第2項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長）に通報があった施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第9条の3第2項において準用する場合にあっては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

別表第1（第1条の10関係）

(1) シアン化水素	30kg
(2) シアン化ナトリウム	30kg
(3) 水銀	30kg
(4) セレン	30kg
(5) ひ素	30kg
(6) ふつ化水素	30kg
(7) モノフルオール酢酸	30kg

(8) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令 で定める 数量
--	--------------------

別表第2（第1条の10関係）

(1) アンモニア	200kg
(2) 塩化水素	200kg
(3) クロルスルホン酸	200kg
(4) クロルピクリン	200kg
(5) クロルメチル	200kg
(6) クロロホルム	200kg
(7) けいふつ化水素酸	200kg
(8) 四塩化炭素	200kg
(9) 臭素	200kg
(10) 発煙硫酸	200kg
(11) ブロム水素	200kg
(12) ブロムメチル	200kg
(13) ホルムアルデヒド	200kg
(14) モノクロル酢酸	200kg
(15) よう素	200kg
(16) 硫酸	200kg
(17) りん化亜鉛	200kg
(18) 前各項に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの	総務省令 で定める 数量

危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第1及び同令別表第2の規定に基づき、危険物の規制に関する政令 別表第1及び同令別表第2の自治省令で定める物質及び数量を指定する省令を次のように定める。

（危険物の規制に関する政令別表第1の総務省令で定める物質及び数量）

第1条 危険物の規制に関する政令別表第1の上（左）欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上（左）欄に掲げる物質とし、同令別表第1の下（右）欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下（右）欄に定める数量とする。

(1) 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	30kg
(2) 五塩化りん及びこれを含有する製剤	
(3) 三塩化ほう素及びこれを含有する製剤	30kg
(4) 三塩化りん及びこれを含有する製剤	
(5) 三ふっ化ほう素及びこれを含有する製剤	
(6) シアン化水素を含有する製剤	
(7) シアン化ナトリウムを含有する製剤	
(8) シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤	
(9) シアン化カリウム及びこれを含有する製剤	
(10) シアン化銀及びこれを含有する製剤	
(11) シアン化第一金カリウム及びこれを含有する製剤	
(12) シアン化第一銅及びこれを含有する製剤	
(13) シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(14) シアン化銅酸カリウム及びこれを含有する製剤	
(15) シアン化銅酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(16) 二・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤（二・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン五十%以下を含有するものを除く。）	
(17) 塩化第二水銀及びこれを含有する製剤	
(18) 酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀5%以下を含有するものを除く。）	
(19) 硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤	
(20) 亜ひ酸及びこれを含有する製剤	
(21) 三塩化ひ素及びこれを含有する製剤	
(22) ひ化水素及びこれを含有する製剤	
(23) ひ酸及びこれを含有する製剤	
(24) ふっ化水素を含有する製剤	
(25) ヘキサキス（β・β-ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタズ）及びこれを含有する製剤	
(26) ホスゲン及びこれを含有する製剤	
(27) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	
(28) モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(28) りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	
(30) りん化水素及びこれを含有する製剤	

(危険物の規制に関する政令別表第2の総務省令で定める物質及び数量)

第2条 危険物の規制に関する政令別表第2の上(右)欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上(左)欄に掲げる物質とし、同令別表第2の下(右)欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下(右)欄に定める数量とする。

(1) 塩化亜鉛	200kg
(2) 酢酸亜鉛	
(3) 硫酸亜鉛	
(4) リン酸亜鉛	
(5) アクリルアミド及びこれを含有する製剤	
(6) 五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	
(7) 三酸化アンチモン	
(8) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	
(9) アンモニアを含有する製剤(アンモニア30%以下を含有するものを除く。)	
(10) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(11) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	
(12) 塩化水素を含有する製剤(塩化水素36%以下を含有するものを除く。)	
(13) 塩素	
(14) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	
(15) 酸化カドミウム	
(16) 硝酸カドミウム	
(17) 硫化カドミウム	
(18) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	
(19) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	
(20) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く。)	
(21) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	
(22) クロルピクリン含有する製剤	
(23) クロルメチル含有する製剤(容量300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル50%以下を含有するものを除く。)	
(24) クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	
(25) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	
(26) 四ークロローニーフルオロー五ー〔(RS)ー(ニ・ニ・ニートリフルオロエチル)スルフィニル〕フェニル=五ー〔(トリフルオロメチル)チオ〕ペンチル=エーテル(別名フルペンチオフェノックス)及びこれを含有する製剤	

(27) けいふっ化水素酸を含有する製剤	200kg
(28) けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	
(29) けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤	
(30) けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	
(31) 五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。） 及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固 形化したものを除く。）10%以下を含有するものを除く。）	
(32) 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤	
(33) シアナミド及びこれを含有する製剤（シアナミド10以下を含有するものを 除く。）	
(34) 二・三ージシアノー・四ージチアアントラキノン（別名ジチアノン）五十% 以下を含有する製剤	
(35) 四塩化炭素を含有する製剤	
(36) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン50%以下を含有 するものを除く。）	
(37) 塩化第一すず	
(38) 塩化第二すず	
(39) 硫酸第一すず	
(40) 塩化第一銅	
(41) 塩化第二銅	
(42) 硫酸銅	
(43) 一酸化鉛	
(44) 塩基性けい酸鉛	
(45) けい酸鉛	
(46) 酢酸鉛	
(47) 三塩基性硫酸鉛	
(48) シアナミド鉛	
(49) ステアリン酸鉛	
(50) 鉛酸カルシウム	
(51) 二塩基性亜硫酸鉛	
(52) 二塩基性亜りん酸鉛	
(53) 二塩基性ステアリン酸鉛	
(54) 二酸化鉛	
(55) 塩化バリウム	
(56) カルボン酸のバリウム塩	

(57) 水酸化バリウム	200kg
(58) 炭酸バリウム	
(59) チタン酸バリウム	
(60) ふっ化バリウム	
(61) メタホウ酸バリウム	
(62) ピロカテコール及びこれを含有する製剤	
(63) オルトフェニレンジアミン	
(64) メタフェニレンジアミン	
(65) 四－[二－(四－ターシャリーブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン(別 名フェナザキン)及びこれを含有する製剤(四－[二－(四－ターシャリーブ チルフェニル)エトキシ]キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。)	
(66) ブロム水素を含有する製剤	
(67) ブロムメチルを含有する製剤	
(68) 一－ブロモ－三－クロロプロパン及びこれを含有する製剤	
(69) ほうふっ化水素酸	
(70) ほうふっ化カリウム	
(71) ホルムアルデヒドを含有する製剤(ホルムアルデヒド1％以下を含有するも のを除く。)	
(72) メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤(メタバナジン酸アン モニウム0.01％以下を含有するものを除く。)	
(73) ニ－メチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製 剤	
(74) メチルアミン及びこれを含有する製剤(メチルアミン40％以下を含有する ものを除く。)	
(75) 四－メチルベンゼンスルホル酸及びこれを含有する製剤(四－メチルベンゼ ンスルホル酸5％以下を含有するものを除く。)	
(76) 硫酸を含有する製剤(硫酸60％以下を含有するものを除く。)	
(77) りん化亜鉛を含有する製剤(りん化亜鉛1％以下を含有するものを除く。)	